DBO 事業に係る実施方針策定の見通しについて

令和８年１０月２６日
高　　松　　市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年７月３０日法律第１１７号）第１５条第１項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成２３年内閣府令第６５号）第２条の規定に準じて、DBO 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表します。

なお、実際に策定する実施方針が次の内容と異なる場合があるため、詳細は実施方針を御確認ください。

特定事業の名称	期　間	概　要	公共施設等の立地	実施方針を 策定する時期	担当課
塩江道の駅に係る 官民連携整備事業	事業契約締結日から 令和 27 年 3 月（予定）	塩江道の駅の 整備・維持管理	高松市塩江町安原上東 字箙谷 35 番１ほか	令和８年１０月	創造都市推進局 観光交流課 観光エリア振興室 電話：087-839-2417